

## 第 29 回 スイッチング支援に関する実務者会議 議事概要

日時 平成 29 年 9 月 21 日 (木) 10 時 00 分～12 時 00 分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室 B～C

### <決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・ 資料 1、議事録は特段の意見なく承認された。
- ・ 資料 1、別紙 1 は特段の意見なく承認された。会議後、広域機関 H P の第 7 回資料 7 を差し替える。★
- ・ 資料 2、No.33、事務局にて調査結果（資料 2 別紙 3）のマニュアル反映について、事務局にて検討する。★
- ・ 資料 2、No.64、67、69、70、73、84、86、93、94、96 は、案件クローズとする。
- ・ 資料 2、No.92、97 は次回までに特段の意見が無ければ、案件クローズとする。
- ・ 資料 2、No.87 は今後、No.98 に統合して管理する。
- ・ 資料 2、No.68 に関して、廃止日の確認のために必要と思われる解体事業者の連絡先は、小売電気事業者が取得するべきなのか、一般送配電事業者が取得するべきものなのか、いずれかとの質問があり、事務局にて確認する。★
- ・ 資料 2、No.98 は、まず小売電気事業者から一般送配電事業者へ、小売電気事業者の承認を得ずに設備増減設の代理申込を行った事が判明している電気工事店の名称等、具体的な情報を提供し、問題の実態解明を進める。★
- ・ 資料 2、別紙 7 は特段の意見なく承認された。
- ・ 次回会議に向け、起票された意見・要望への賛同状況、及び新規の意見・要望を事務局宛てに送付頂く。その方法は、会議後に事務局から連絡する。★

### <議事概要>

#### 1. 前回議事録の確認（資料 1）

前回議事録について事務局より説明。特段の意見なく承認された。

また、資料 1 別紙 1 のとおり、第 7 回実務者会議資料の差し替えを提案し、特段の意見無く承認された。

#### 2. スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況（資料 2）

事務局より資料 2 および資料 2 別紙 1～6 にてスイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況について、その進捗や回答を説明した、その主な質疑は以下の通り。また、資料 2 別紙 7 で、事務局は新規の要望起票時には要望の背景となる問題の概要等の情報を提供いただきたい旨を説明、それに対してはメンバーから特段の意見は無かった。

#### ■ 質疑等（回答の凡例 ⇒：小売電気事業者，→：小売電気事業者以外）

- ・ No.15、別紙 1、赤枠で囲まれた有り得ない異動と判断したもののうち、チの列の 11 番と 35 番についての質問である。それぞれはスイッチング開始と廃止で対であるが、先に小売電気事業者 A が契約中で、小売電気事業者 A がアンペア変更をある日程で申し込んでいるうちに、おそらくその日は計量日付になると考えられるが、それと同じ日にスイッチング廃止とスイッチング開始を登録できなくなる、という理解で良いか。すなわち、スイッチング廃止ないしスイッチング開始を行うためには、小売電気事業者 A がアンペア変更を取り消すなり、アンペア変更が完了するまで待たなければならないということか。その場合の今の運用を承知していないものの、確認したい。

→ その事象が発生した場合、今まで○として登録していたものの、結果としてスイッチングの取り消しを個別にお願いしていたものであり、実運用としては×となっていたものである。今回、その実態に合わせてマトリクスを置き換えるものである。

⇒ 承知した。

- ・ No.33、別紙3について、「自動、一部手動」と「自動」の違いは何か。「自動」とのみ記載されている事業者においては、手動での処理ができないという理解で良いか。
  - 資料3下部に注釈として書いている通り、「自動」と記載されていても、手動処理に代わるケースもある。(事務局)
  - ⇒ 標記の統一がなされていないということか。
  - 「自動、一部手動」では、「自動」との記載よりも、それなりに手動になるケースが多いものと認識している。(事務局)
  - ⇒ この資料は今回限りか、貴重な情報と考えており、スイッチング支援システムのマニュアルへ掲載してはどうか。
  - 小売電気事業者にとっては処理が自動か手動かを意識する必要はないのではないのかと考えられ、マニュアルに記載することは適当か疑問がある。標準的な処理期間は1週間程度との回答もあり、その回答を踏まえた上で、1日、2日の違いが重要かは分からない。また、記載はあくまで標準的な期間であり、イレギュラーなケースも存在する。
  - ⇒ 現状のマニュアル全般においても、記載内容は標準的なケースでの注釈が加えられているものは多々あるものとする。同様にして、この表をマニュアルに加えても問題ないのではないかと考える。イレギュラーケースは当然あるものとする。
  - マニュアルへ反映するかどうかは、持ち帰り検討させていただく。(事務局)
  - ⇒ 何日で処理されるのかが、我々小売電気事業者の関心事であると考えている。別紙3で、北海道電力は今後、自動処理になるとあるが、自動処理化に伴って、標準的な処理期間にも変更はあるのか。
  - 本冊の資料2、No.33の回答欄に記載(北海道<低圧>の2ポチ目)のとおり、システム異動日に条件が整っているスイッチング申込み、すなわち計器の取り換えが未完了などの特殊な場合を除いて、即日自動的に「処理完了」になると回答を受けている。(事務局)
  
- ・ No.68、解体の際に、解体事業者の連絡先は小売電気事業者が聞きとるべきものなのか確認したい。どちらかと言えば、当該連絡先は一般送配電事業者が用いるものとするため、一般送配電事業者が聞くべきものと考えているもの、その見解はどうか。
  - 確認したのち、回答させていただく。(事務局)
  
- ・ No.97、小売電気事業者における廃止意思確認の手続きは各社それぞれということは承知した。ただ、回答では一般送配電事業者で廃止処理するタイミングについて言及がないのではないかと考えている。廃止処理タイミングは、次の入居者の供給開始日とどういう関係があるのかを明らかにしたい。遡りの廃止は行われないため、前の入居者に対して電気代を請求するものになると考えているが、いかがか。
  - これまでの話を整理すると、システム上で再点の申込みが来たため、一般送配電事業者は廃止意思の確認を現小売電気業者に依頼し、その確認が済んだ時点で登録するタイミングが廃止処理するタイミングとなる。その確認が出来なければ、一般送配電事業者で、例の場合ならば1週間程度で廃止登録することになり、そのタイミングになる。(事務局)
  - ⇒ 廃止のタイミングは、あくまで次の入居者による再点の申込みを検知したタイミングを起点とするものであり、次の入居者が入居したタイミングが起点になるものではないということか。
  - 遡りの廃止は基本的に無いため、その通り。再点の検知後は出来るだけ速やかに廃止の手続きを進めるものとする。(事務局)
  - ⇒ その場合、次の入居者が使用した電気に関しても前の入居者の契約が残っているため、前の入居者に電気代を請求する考え方が正しいということであるか。
  - そのご質問は、小売電気料金の請求の話と託送料金の請求の話と一緒にしている。今は託送契約の廃止処理の話をしており、その廃止処理のタイミングは一般送配電事業者毎に異なるということである。
  - ⇒ 結果的に、託送契約の期間と小売供給契約の期間はイコールになると考えているが、いかがか。
  - イコールになるかどうかは分からない。今は託送契約の話をしており、その託送契約の料金を小売電気事業者が需要家に求めるかどうかは別の話である。
  - ⇒ 託送契約の話とすると、あくまで託送契約は過去に遡り廃止はしないため、検知した時点を中心とするということか。

- 次の方が入居され、次の小売電気事業者から再点申込みがあった日を以て手続きを開始するものである。(事務局)
- ⇒ 託送契約の切り替わりは、次の入居者が入ったタイミングではなく、廃止処理のタイミングでもって決まるということでしょうか。
- その通りである。(事務局)
- 本件、マニュアルへ反映したのち、特段のご意見が無ければ、クローズとさせていただきます。(事務局)
  
- ・ No.98、結局、要望の案1、案2に対する回答は別紙6 p4 ということであるか。その場合、例えば北海道電力の場合は、既に案1、2のいずれも対応できており、問題ないという回答と考えられるが、案1、2のいずれも対応できていない事業者においてはどうか考えるのか。
- それらの事業者においては注釈に記載の通り、案1、2に代わる仕組み等を構築しているとの回答である。(事務局)
- ⇒ ただ、北陸、関西、中国エリアは注記の対応があったとしても、電気工事店は小売の承認を得ずに代理申込を行うことができると考える。すなわち問題のある工事店の申込みを完全に防ぐ仕組みではないと考える。関西電力の仕組みにおいて、元々、小売電気事業者に連絡せずに代理申込を行う様な問題のある電気工事店は、例えばアラートが出たとしても小売電気事業者に連絡するとは考えられないのではないかと。その点を理解した上で今回の要望を挙げている。
- ⇒ 中国電力においては、低圧の新增設工事の申請方法はシステム・紙の両方であるが、申込み時に接続供給基本契約申込書を小売電気事業者名にて受領しているとの対応は、システム・紙の両方で行っているのか。
- システム上の処理においても、申込書兼接続供給基本契約申込書という形で、承認処理を頂いている。
- ⇒ それならば、関西電力においても同様の手段を取ることで、例えば小売電気事業者の承諾を得ていることが分かる書面をアップロードさせることで完全に防止できるのではないかと。その対応は難しいのか。
- 難しい。小売電気事業者が押印した等の書面アップロードを必須とする対応は、かなり負荷が高いと考えられる。
- ⇒ そうなると、やはり関西電力に限っては問題のある電気工事店を特定できないケースが残ると考えている。別紙6、p2に記載の回答通り、現行の状況下で把握できる方法については、今後一般送配電事業者でも検討していただけるとのことであるため、その回答に対してどのような対策をいつまでに実施するかを明らかにしていただきたい。
- 今回ご要望いただいた件について、現在の各一般送配電事業者の状況を説明しているものである。ご指摘の通り、悪意のある電気工事店がすり抜ける可能性がゼロではないことは理解している。しかし、そもそも論として、あくまで悪意のある工事店を前提として全てを防ぐ対策を構築することは困難と考えており、まずは、問題が起きているエリアにおいて、どの工事店に問題があるのか、また、どういう頻度で無断の申込みを行っているかを把握することが必要ではないかと。その情報は小売電気事業者しか知り得ないと考えるため、その情報を個別具体的にご教示願いたい。そこで分かったことに応じ、対策を考えていきたい。今回のご要望に挙げられた様な運用面の変更においては、小売電気事業者のみならず、電気工事店に対してもかなり大きな影響を与えるため、状況が分からないまま話を進めることはかなり困難である。一方、小売電気事業者においても問題の頻度や影響が分からないことも理解しており、まずは分かる範囲で小売電気事業者と一般送配電事業者が協力し、判明した都度で問題の有る電気工事店を補足し、それに厳しく指導していくという形が現実的と考えている。
- なお、広く面的に、例えばシステムを利用している電気工事店に対して無断での工事申込をしないように周知するという案もあり得ると考えられるが、それにしても、一つの電気工事店が無断での工事申込を繰り返しているのか、複数の電気工事店がそれぞれ1、2回、無断での工事申込を行っているのかもわからない状況のため、その辺りも取り掛かりとして明らかにしたく、まずは小売電気事業者からの情報提供をお願いする。
- ⇒ 小売電気事業者としては、問題のある電気工事店を洗い出すために、定期的に一般送配電事業者の持つ工事申込の情報を頂きたいと申し上げていた。定期的な情報提供が難しいという事であれば、スポットでも良いので、一度、工事申込情報を提供いただけないか。その情報を頂ければ、問題のある電気工事店をピックアップできると考える。
- まず問題の取り掛かりとして、今回の要望を挙げるきっかけとなった電気工事店の具体的な情報を提供いただきたい。
- ⇒ 単一の電気工事店をお知らせしても意味が無いのではないかと考えているが、いかがか。
- 取り掛かりとして、単一の電気工事店の情報で良いので、その情報を一般送配電事業者に提供いただきたい。
- ⇒ そもそも電気工事会社は大小含め、多数存在するものと考えているが、何らかの連絡ネットワークを使って、2016年4月

の法律改正ないしはこの辺の運用変更について、周知はどなたかが実施されているのか。

- 一般送配電事業者としては、資料 2 別紙 6、p 2 の回答の通り、システム利用登録の同意書や確約書において、「申込みにあたっては小売電気事業者の了解を得て申込みいただく」旨を記載し、内容の承認を得ている。その際に、電気工事店に対して説明を実施している状況である。
- ⇒ 電気工事店が本当に悪意を持って無断申込みを行う場合は防ぎようがないと考えるが、そもそも、電気工事店が制度への理解の無い所からこの問題が始まっているのではないか。出来れば水際で無断申込みを止めるような仕組みができないかということが、小売電気事業者からの要望と考えているが、いかがか。
- 電気工事店の所作をどうするかということは今回とは別問題と考えている。水際で止める対策が、今回ご提案させていただいた個別の対応だと考えている。
- 国から電気工事店に対し、法律改正等の旨を周知した事例がある可能性があり、その状況を確認してみたい。
- ⇒ 当社の事例として、電気料金を従量制メニューとしている需要者様において、当社の知らない所で、需要者様が電気工事店に対して給湯器などを付ける工事を申込まれることがある。本来は電気工事店が適切に当社に連絡しなければならないはずであるが、その連絡が無いため、従量制料金下で夜間の電力使用量が増加し、とんでもない電気料金の請求になってしまうことがある。その際の補償問題においては、事後対応では遅いとする。需要者に料金を請求するのか、小売電気事業者が泣き寝入りするのか、そのようなケースではなかなか事態が済まない状況もあり、何とか受付システムで、そのような申込みを止めることができるか。
- その点に関しては、今回説明した対応を行っているところである。
- ⇒ その対応において、すり抜ける問題のある工事店が存在するという事は仕方ないという考えであるか。
- 仕方ないという極論の話をしているつもりはない。基本的には確約書で電気工事店に同意を取り、十分に小売電気事業者への連絡の必要性を認識いただいた上で、電気工事店にはシステムを利用いただいているという前提がある。その上で、正しい対応をしていない問題のある工事店が存在することが分かったならば、その都度、対応していきたいと提案している。
- 今回、各一般送配電事業者の状況を一通りお知らせした中で、個別に挙げられたエリアに絞って、何らかの周知を行うことは検討させていただきたいと考えている。まず、取り急ぎできる対策としては、システム申込をされている電気工事店に対して、事例を紹介し、きちんと小売電気事業者の承諾を得るように周知することが考えられる。その周知をするにあたり、実際に発生した事例をご教示頂きたいと考える。
- ⇒ その連絡は直接、一般送配電事業者に連絡をすれば良いか。
- 該当する一般送配電事業者に直接連絡いただきたい。
- ⇒ その取組は並行し行われるとして、運用上の対応という点についてはいかがか。
- それについては、先ほど説明した通り、運用面の変更やシステム化はかなり影響が大きい。そのため、その実現については、その検討が出来るかを含めて全く未定の状況である。そのため、可能な範囲で周知等の対策を行い、状況を確認したうえで、検討の必要があるのかを考えていく。
- ⇒ その検討の実現に向け、一歩進めるためにはどのようにすれば良いか、何か期限を切っていただけか。
- 検討の方向性すら決まっていないのではないかと。今回は、まず個別対応を行い、その効果を見極めていくものとの説明がされてきたと考える。現在、一般送配電事業者は指導する相手さえ分からない状況であるため、その情報を一般送配電事業者は小売電気事業者に提供いただきたいと述べている。それで何らも状況が改善せず、運用やシステムを変えるという事になれば、かなりの影響が現れることが予想されるとの説明であった。(事務局)
- ⇒ 検討の方向性が決まっていないとのことであるが、例えば中部電力のシステムでは、電気工事店から代理申込がなされると、小売電気事業者にメールでその旨が通知され、そこで小売電気事業者により承認がなされなければ、工事申込は次のステップに進まない仕組みとなっている。そのような形が望ましいことは、意見として述べておく。
- それでは、まずは小売電気事業者から、問題の有る電気工事店の具体的な情報について、一般送配電事業者へ連絡いただくものとする。(事務局)
- ⇒ そもそも事象がどの程度発生しているのか、ボリュームの確認というところからスタートするとの認識であるか。

- その通り、そのため、個別対処にて問題が解決する可能性もあると考えている。各一般送配電事業者への連絡については、小売電気事業者が知り得ないままに設備増減設工事が申し込まれたケースを連絡いただきたい。
- 直接、小売電気事業者から一般送配電事業者に連絡を行うものとして、その情報を受け取る一般送配電事業者は状況を理解できるのか。(事務局)
- 各社の対応状況を聞き取る際に、情報を共有しており、今回の議論内容についても各社に共有する。一般送配電事業者にて得た情報をもとに、どのような対策を行ったかについては、この場で報告する。
- それでは、一般送配電事業者からの報告を受け、次にどのようにするかを考えるよう進めていく。(事務局)
  
- ⇒ (統合するNo.87 の回答に関し) 小売電気事業者の立場からすると、契約決定方法と、契約容量 (kW) と、その契約がいつ変わったかという 3 つの情報があれば、需要者に請求する電気料金を算定できる。電気工事店は、必ずそれらの情報を把握しているのか。その際、電気工事店には、小売電気事業者にそれらの情報をお知らせする必要があるということをお伝えしているのか、それとも、工事がある旨を単に連絡するようお伝えしているだけであるのか。後者のように感じるが、いかがか。
- 設備変更工事の代理申込内容について、小売電気事業者と連携するようということを確認し同意を取っている。そこで何の情報を小売電気事業者と電気工事店で連携するかについては、小売電気事業者と電気工事店で確認するものと考えている。具体的な情報については、確約書等には挙げてはいない。
- ⇒ 先に挙げた必要となる情報について、契約決定方法等、電気工事店は必ず把握しているものであるか。
- 電気工事店が代理で申込みした内容は確認できると考える。
- ⇒ 一般送配電事業者の設備情報に電気工事の結果がいつ反映されるか、電気工事店は分からないのではないか。当社の場合、小売の基本料金は一般送配電事業者の設備情報に反映されなければ変えない仕組みとしており、電気工事店にその反映タイミングを聞いてもわからないため、それは一般送配電事業者に聞かざるを得ない状況である。そこはいかが考えているか。
- 基本的に工事日をもって託送契約が変更されると考えており、その工事日は通知しているため、その日を確認いただければ良いのではないかと考える。
- ⇒ 小売電気事業者から一般送配電事業者に問い合わせすれば、その問い合わせには回答いただけるのか。
- 問い合わせ内容は、スイッチング支援システム上の設備情報に反映されるタイミングがいつであるかということか。
- ⇒ 設備情報にいつ反映されるかということである。
- 電気工事店に通知しているのは、工事日、即ち、託送契約の切替日である。設備情報がいつ切り替わるかは、電気工事店は知り得ないため、それは小売電気事業者にて確認するものではないか。
- 設備情報への反映をもって小売側の契約を変更するのは貴社の運用であり、一般送配電事業者とは関係ないのではないか。想定しているのは、設備が変更された日、託送契約が切り替わった日であり、設備情報のデータが変更された日は契約に関係の無いものとして現在のシステム等は作られている。(事務局)
- ⇒ 現実的に、託送契約の切替日と設備情報への反映日はずれてしまう。
- ずれるため、例えば本日の木曜日に工事し、設備情報が更新される日が来週の水曜日の場合、託送契約は水曜日に切り替わる訳ではなく、今日の木曜日が切り替わる日である。(事務局)
- ⇒ そのズレは理解している。そうでは無く、実運用において、一般送配電事業者から通知される工事日と、電気工事店の把握している工事日はずれることがある。そうすると困ってしまう。
- ⇒ その場合は、一般送配電事業者から通知される日を正しいものとしているのか。
- ⇒ その通りである。
- 託送料金の請求は、一般送配電事業者から通知される日を正しいとするため、それで良いと考えるが、そもそも、両者に差があることは想定していない。紙面上の話ではなく、実際に工事が完了し、その瞬間から電気の流れは変わるものであるため、ずれるとは考えられないが。(事務局)
- ⇒ 過去の増設年月日に日付が入る事業者と入らない事業者があり、減設の場合は入らない等もある。一律で工事日付を

設備情報に入れていただけると、このようなことは生じないと考えるのであるが。

→ 最初のご質問に戻ると、一般送配電事業者にお問い合わせいただければ回答する。No.87 の回答の際にも申ししたが、あくまで小売電気事業者の代理で電気工事店が申し込んだものであるため、一般送配電事業者は小売電気事業者から申込みされたものと考えており、申込者自身から問い合わせを受けたならば、その内容を回答することは当然と考える。

⇒ 承知した。

### 3. 30分電力量・確定使用量通知のBPに関するご意見・ご要望状況（資料配布なし）

進捗や新規起票はないため、資料配布せず。特段の意見も無かった。

○ 次回は10/19（木）10:00～ 豊洲事務所にて開催予定。

以上